

2024年8月1日

セクシュアルハラスメント、性暴力等の防止について（声明）

大阪経済大学
理事長 山澤 俱和
学長 山本俊一郎

大学は、学生や教職員はもちろん、すべてのステークホルダーにとって、安全な環境で、安心して活動をすることができる場でなければなりません。ハラスメントは、被害にあった人の心に大きなダメージを与えるだけでなく、大学の安心・安全な環境を蝕む元凶となります。

大阪経済大学は、ハラスメントを断じて許しません。特にその中でも、重大な人権侵害であるセクシュアルハラスメント、性暴力に対しては、断固たる姿勢で臨み、厳正に対処します。

政府は「こども性暴力防止法」を制定するなど、教育現場における性犯罪、性暴力対策を強化しています。また、文部科学省は「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について（通知）」という通達の中で、学内規則の見直しや行為者への厳正な対処等のセクシュアルハラスメント、性暴力等の防止に一層積極的に取り組むこと等を要請しています。このように教育現場では、セクシュアルハラスメント、性暴力に対し、厳格な姿勢で臨むことが求められています。

学生、大学院生、教職員、業務委託先の方々が、安心して学び、働ける環境を守るために、本学は以下の取り組みを進めています。

1. 教職員または学生が、セクシュアルハラスメント、性暴力等の行為を行った場合は、厳正に処分する。
2. 教職員の採用時に、セクシュアルハラスメント、性暴力等の懲戒処分歴等の確認を行う。
3. セクシュアルハラスメント、性暴力等の行為者を懲戒処分した場合、「学校法人大阪経済大学 懲戒処分公表基準」に基づいて適切に公表する。
4. 積極的に警察や医療機関、支援センター等の外部関係機関との連携を図る。

以上